

第 8 節 葬祭貸付け

1 貸付事由

- (1) 要件・・・平成8年7月1日以降の死亡を事由とする葬祭を行うために資金を必要とする場合
- (2) 対象者・・・被扶養者又は被扶養者でない配偶者・子・孫・弟妹・父母（配偶者の父母を含む。）

2 貸付限度額

200万円（10万円単位）

3 利率

	貸付利率	保険料充当金率	合計
年利	2.66%	0.06%	2.72%
月利	0.2216%	0.005%	0.2266%

*現在特例の貸付利率が適用されています。

4 申込書及び添付書類

- (1) 貸付申込書（規程）様式第1号(1)
- (2) 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類
- (3) 葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類
墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合にあっては、購入日を確認できる書類
- (4) 必要額が確認できる次のいずれかの書類。ただし、(2)の書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。
 - (ア) 契約書の写し
 - (イ) 請書の写し
 - (ウ) 請求書の写し
 - (エ) 領収書の写し
- (5) 借用証書（規程様式第3号(1)）

- (6) 貸付事業における個人情報に関する同意書 (細則様式20号)
- (7) 借入状況等申告書 (細則様式第26号)

5 定期償還の方法及び償還回数

毎月償還 (120回以内) 又はボーナス併用償還 (毎月償還120回以内、ボーナス償還は毎月の償還の6分の1以内)

* 一回の償還額等、詳細については、第5章を参照してください。

6 留意事項

- (1) 申込期限は、葬儀・法事等の場合には、葬儀・法事等の行われた日から1月以内、墓地の取得等にあつては墓地の購入代金支払いの日から、概ね1月以内とします。
- (2) この貸付けは、平成8年7月1日以後の死亡を事由として行う葬祭を対象とする。

☆☆参照条文☆☆

規程4条7号・7条・8条1項7号・9条1項・10条・規程16条1～5項、
規程附則8項、細則8条

様式名	<u>貸付申込書</u>	<u>記載例</u>	<u>記入上の注意1</u>
	(規程) 様式第1号(1)		
	<u>借用証書</u>	<u>記載例</u>	
	(規程) 様式第3号(1)		
	<u>貸付事業における個人情報に関する同意書</u>		
	(細則) 様式第20号		
	<u>借入状況等申告書</u>		
	(細則) 様式第26号		
	<u>貸付金・償還金シュミレーション</u>		